

船橋市障害者職場実習奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって障害者の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 市内に居住する者で、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者
 - (イ) 法第2条第4号に規定する知的障害者
 - (ウ) 法第2条第6号に規定する精神障害者
 - (エ) その他ア～ウと同程度の障害があると市長が認める者
- (2) 一般就労 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業）による福祉的就労以外の就労をいう。
- (3) 職場実習 一般就労を目的として、職場における作業手順、知識及び技能を習得させ、作業環境に適応させる訓練をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、船橋市に居住する障害者を、次に掲げる者のあっせんにより職場実習に5日以上受け入れた事業主とする。

- (1) 公共職業安定所
- (2) 法第28条に規定する障害者就業・生活支援センター
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する「就労移行支援」を行う事業所
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校
- (5) 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級を設置する中学校及び高等学校
- (6) 職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業能力開発施設
- (7) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する

生活困窮者自立支援事業を実施する機関

(奨励金の額)

第4条 奨励金は、受け入れ実習者一人につき、20,000円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、船橋市障害者職場実習奨励金交付申請書(第1号様式)に市長が指定する書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を船橋市障害者職場実習奨励金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした事業主に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた事業主は、船橋市障害者職場実習奨励金交付請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 偽りその他不正の手段により、奨励金の交付決定を受け、又は交付を受けた事業主があるときは、市長は、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係帳簿の整備等)

第9条 第5条に規定する書類を整備し、奨励金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(第1号様式)

船橋市障害者職場実習奨励金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業所名
代表者名

船橋市障害者職場実習奨励金交付要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

記

	申請金額	20,000円
実 習 先	実習場所名称 (事業所名・店舗名等)	
	所在地	
	実習内容	
	実習期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
	あっせん機関名	
実 習 者	氏 名	
	住 所	船橋市
	生 年 月 日	年 月 日生
	障 害 の 区 分	(1)身体障害者 (2)知的障害者 (3)精神障害者 (4)その他同程度の障害があると市長が認める者
	採用予定等	(1)採用 (2)不採用 (3)未定

(第2号様式)

船橋市障害者職場実習奨励金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 閣下

年 月 日付けで申請のあった障害者職場実習奨励金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付金額	20,000円
交付の方法	銀行振込による
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
実習者名	
住所	船橋市

2 交付しません。

(理由)

(第3号様式)

船橋市障害者職場実習奨励金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

事業所名

代表者名

㊞

付けで交付決定通知のあったことについて、
次のとおり請求します。

記

請求金額	20,000円
振込先	(1) 銀行 本・支店 (2) 口座番号 普通 当座 (3) (ふりがな) 口座名義

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行し、改正後の船橋市障害者職場実習奨励金交付要綱は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、改正後の船橋市障害者職場実習奨励金交付要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、改正後の船橋市障害者職場実習奨励金交付要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。